

■復興市街地再開発地域事業所開設支援事業（内装補助）

助成対象地区	内閣総理大臣の認定を受けた神戸市（新長田地区）中心市街地活性化基本計画において定められた地区
助成対象事業者	下記の条件をすべて満たす個人、法人および団体（任意含む） 1. 助成対象地区内の復興市街地再開発事業によって建設されてから1年以上経過した施設建築物内の空き区画または神戸・新長田中心市街地活性化協議会が活性化する必要があると認めた商店街・小売市場等の空き店舗を賃借し、事業所を開設する者またはサブリースする団体。 2. 助成対象経費が1,000千円以上であること。 3. 風俗店（性風俗関連特殊営業）等補助事業になじまない業種は対象外とする。
助成対象経費	事業所の内装・設備工事費等に要する経費（付帯設置費含む） ※申請した時点で対象工事に着手していないこと ※消費税等は対象となりません ※付帯設備設置費の範囲 原則として、使用可能期間が1年以上かつ取得価額が10万円以上（税抜）の有形固定資産とする。
助成率	1事業所当たり 2/3以内
助成限度額	1事業所当たり 4,000千円かつ㎡当たりの下記の単価を上限とする。 （付帯設備設置費含めて算定） なお、助成金額の認定にあたっては、1,000円未満の端数は切り捨てる。 物販・事務所使用 = 60,000円/㎡ 飲食仕様 = 100,000円/㎡
受付期間	担当者におたずねください。 ※本事業は、予算の範囲内で実施します。